

厚生労働大臣が定める者等の一部改正（看取り介護加算等に係る規定の見直し）について

平成20年7月29日

厚生労働省老健局計画課

介護サービス事業については、これまでも、介護給付費分科会に設置されたワーキングチームにおける事業者ヒアリング等において、「各記録や各種委員会が多すぎて、職員のやりがい無くさせる。」という意見が出されており、同ワーキングチームの報告書においても、「書類作成や事務にかかる負担が可能な限り軽減されるよう、規制の見直しが必要なのではないか。」等の指摘があったところです。

このため、介護サービス事業に係る事務負担の現状を踏まえ、事務手続や書類について可能なものから削減・簡素化することにより、効率的な事業運営や介護従事者の負担の軽減を図ることとし、順次省令改正等の対応を行うこととしているところですが、今回は介護老人福祉施設等における看取り介護加算等につき、別紙のとおり改正する予定です。

このため、当該改正につき、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

## 記

### 1 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法で提出してください。

なお、提出していただく御意見には、必ず「看取り介護加算等に係る規定の見直しに関する意見」と明記してください。

#### ○ 電子メールの場合

電子メールアドレス：kokujil203@mhlw.go.jp（テキスト形式）

#### ○ ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-3595-3670

厚生労働省老健局計画課あて

#### ○ 郵送の場合

〒100-8916東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省老健局計画課あて

### 2 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所・年齢・職業を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください。お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

### 3 意見提出の締め切り日

平成20年8月27日（必着）

## 厚生労働大臣が定める者等の一部改正（看取り介護加算等に係る規定の見直し）について

### 1. 要旨

「厚生労働大臣が定める者等」（平成12年厚生省告示第23号）の中で、看取り介護加算及びターミナルケア加算の算定要件である本人又はその家族への説明等について規定されているが、今般、その頻度について見直しを行うものである。

### 2. 改正内容

- 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設における看取り介護加算及び介護療養型老人保健施設におけるターミナルケア加算の算定要件である本人又は家族への説明等の頻度につき、それぞれ「少なくとも一週につき一回以上」から、「入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時」に改める。

### 3. 施行日

平成20年9月1日（予定）